

佐倉市都市公園条例（昭和47年7月5日佐倉市条例第31号）

改正後	改正前
<p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の4 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>本市の設置に係る公園についての政令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p>5 市の設置に係る公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>6 市の設置に係る公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として第1項又は前4項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>(公園施設の設置若しくは管理又は占用の「許可の」申請書の記載事項)</p> <p>第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項</p> <p>ア 申請者の住所及び氏名</p> <p>イ～コ (略)</p> <p>(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項</p> <p>ア 申請者の住所及び氏名</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項</p> <p>ア 申請者の住所及び氏名</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 申請者の住所及び氏名</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の4 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市の設置に係る公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>5 市の設置に係る公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(公園施設の設置若しくは管理又は占用の「許可の」申請書の記載事項)</p> <p>第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項</p> <p>ア 申請者の住所、氏名及び職業</p> <p>イ～コ (略)</p> <p>(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項</p> <p>ア 申請者の住所、氏名及び職業</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項</p> <p>ア 申請者の住所、氏名及び職業</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 申請者の住所、氏名及び職業</p> <p>(2)～(7) (略)</p>

改正後				改正前			
(8) 公園の復旧方法 (9) (略) 別表第1の2 (第10条関係)				(8) (略) 別表第1の2 (第10条関係)			
区分	単位	金額	摘要	区分	単位	金額	摘要
(略)				(略)			
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること	1平方メートル 1日	12円		競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること	1平方メートル 1日	8円	
備考 1 使用料の額は、第3条第1項又は第3項の許可を受けた面積が1平方メートル未満であるとき、又は当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。 2 使用料の額が日額で定められている場合において、第3条第1項又は第3項の許可を受けた期間が1日未満であるとき、又はその期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。 3 使用料の額が時間額で定められている場合において、第3条第1項又は第3項の許可を受けた期間が1時間未満であるとき、又はその期間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。 4 使用料が1件100円以上の場合において、10円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てるものとする。							
別表第2 (第10条関係)				別表第2 (第10条関係)			
区分	単位	金額	摘要	区分	単位	金額	摘要
公園施設を設置する場合	1平方メートル 1月	100円以内 (公募の方法により設置管理等許可をする場合は、当該公募において決定した金額とする。)		公園施設を設置する場合	1平方メートル 1月	100円以内	
(略)				(略)			

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 使用料の額は、法第5条第1項の許可を受けた面積が1平方メートル未満であるとき、又は当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。</p> <p>2 使用料の額は、法第5条第1項の許可を受けた期間が16日以上1月未満であるときは、1月分の額とし、15日以内のときは、1月分の半額とする。</p> <p>3 使用料が1件100円以上の場合において、10円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てるものとする。</p> <p>4 使用期間が1月未満であるものに係る使用料については、消費税相当額を加算した額とする。</p>	

附 則 (令和×年×月×日佐倉市条例第×号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 別表第1の2競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすることの項中「8円」を「12円」に改める改正規定は、令和4年4月1日以後の第3条第1項又は第3項の行為に係る使用料について適用する。